学校保健安全法関係条文

- 〇学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)
- 〇学校保健安全法施行令(昭和三十三年政令第百七十四号)
- 〇学校保健安全法施行規則(昭和三十三年文部省令第十八号)

〇学校保健安全法

(出席停止)

第十九条 校長は、感染症にかかつており、かかつている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

〇学校保健安全法施行令

(出席停止の指示)

- 第六条 校長は、法第十九条の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、幼児、児童又は生徒(高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)の生徒を除く。)にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生にこれを指示しなければならない。
 - 2 出席停止の期間は、感染症の種類等に応じて、文部科学省令で定める基準による。

〇学校保健安全法施行規則

(感染症の種類)

第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

- 一 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARS コロナウイルスであるものに限る。)及び鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA 属インフルエンザA ウイルスであつてその血清亜型がH 五N 一であるものに限る。次号及び第十九条第一項第二号イにおいて「鳥インフルエンザ(H 五N 一)」という。)
- 二 第二種 インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H 五N 一)を除く。)、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
- 三 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流 行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症
- 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成十年法律第百十四号) 第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感 染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

(学校保健安全法施行規則第18条)

分類 病気の種類 出席停止の期間		
カ規	7月 メレンプ生 大具	山市庁上の独国
	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、	治癒するまで
	痘瘡南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、	
第一種	ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性	
感染症	呼吸器症候群、	
	鳥インフルエンザ(H 5 N 1)	
	※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、	
	指定感染症及び新感染症	
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日
	(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)	(幼児にあっては3日) を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な
		抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
第二種	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後
水一性 感染症		5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるま
		で
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染の
		おそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の
		おそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感	病状により学校医その他の医師において感染の
感染症	染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結	おそれがないと認めるまで
	膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	
	(条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患)	
	溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病	全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止を
	伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラ	要する場合など
	ズマ感染症、感染性胃腸炎など	